（４）工事における社会的コストの低減
Ⅳ①工事におけるリサイクルの推進

建設副産物対策の推進

【施策の概要】
循環型社会の構築を図るため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の趣旨を踏まえ、所管の公共事業において建設副産物のリサイクルを全省的に強力に推進。

【建設リサイクル法基本方針】
○建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設廃棄物の排気筒に至る各段階において対策が必要。
○関係者（資材の製造者、設計者、発注者、元請業者、施工者、国、地方公共団体）が連携しつつ、積極的に参加することが必要。
○分別解体等及び再資源化等の推進に関する方策が必要。
・分別解体等及び再資源化の促進
・排出抑制のための方策
・目標の設定等再資源化等の促進のための方策
・再資源化により得られた物の利用の促進のための方策
・分別解体等の意義に関する知識の普及　　等

建設廃棄物のリサイクル率の推移

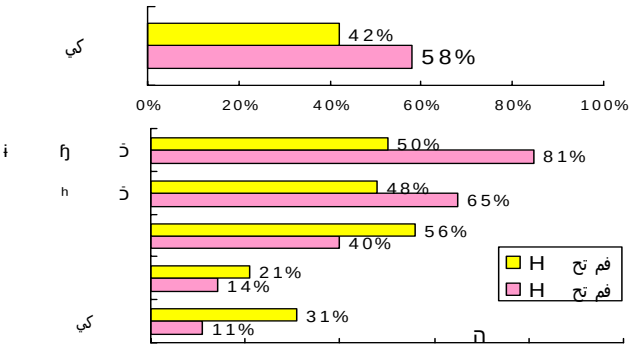

○建設廃棄物のリサイクルの状況は全体で約58%にとどまっており、より一層実効性あるリサイクル制度を確立するために、様々な推進方策を展開。
○品目別ではアスファルト塊、コンクリート塊はリサイクルが進んでいる一方、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物は低迷。

公共事業におけるゼロ江ミッションの推進

建設廃棄物の
リサイクルイメージ

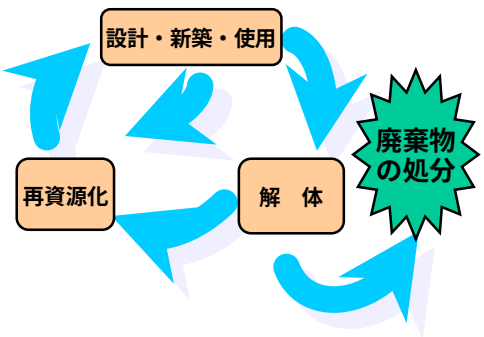

廃棄物ゼロを目指し、

直轄工事において、先導的にリサイクルを推進

（コンクリート、アスファルト、木材について、直轄工事では５年以内に廃棄物をゼロとする。）

公共団体や民間の建設副産物のリサイクルの推進を先導